

再利用計画書の記載種別及び内容

		種別	備考	
事業系廃棄物	可燃物（一般廃棄物）	紙類（再生利用物）	①コピー用紙及びOA用紙	裏面をメモ等に使用した物を含む 色付OA用紙は②へ
			（内機密文書）	①のうち、年度末に一括して廃棄した文書で、機密性を保持する処理をしたもの
			②雑誌、パンフレット及び色付紙	板紙、色付OA紙を含む
			③新聞紙及び折込チラシ	
			④段ボール	
			⑤その他の紙類	付箋、メモ用紙、封筒類、紙コップを含む 日常的に処理するシュレッダーくずを含む ミックスペーパーを含む
		⑥紙類計（①～⑤の計）		
		⑦厨芥（茶殻、残飯等の生ごみ）	吸殻は⑧へ	
		⑧木、草、繊維等（①～⑦以外のもの）	一般廃棄物の「しさ、ふさ」「動物死体」「医療廃棄物」を含む ・吸殻を含みます	
	⑨小計（⑥～⑧の計）			
	不燃・焼却不適物	再生利用物	⑩飲料用瓶類	自動販売機設置業者が回収する分を含む （業者に確認の上、記載してください）
			⑪飲料用缶類	自動販売機設置業者が回収する分を含む （業者に確認の上、記載してください）
			⑫ペットボトル	自動販売機設置業者が回収する分を含む （業者に確認の上、記載してください）
			⑬食用油	機械用油を除く （業者に確認の上、記載してください）
		⑭その他（産業廃棄物のうち⑩～⑬以外のもの）	裏面参照	
		⑮小計（⑩～⑭の計）		
	⑯粗大ごみ（木製家具等）	木製に限ります		
⑰特定の事業活動に伴う可燃物	裏面参照			
		総合計（⑨+⑮+⑰）		

不燃・焼却不適物の補足説明について

⑭に該当するものは以下のとおりです（例）

弁当殻以外のプラスチックごみ、ビニール、金属、ガラス、ゴム製品、機械用油、汚泥、
（ビニールひも、PPバンド、ボールペン、輪ゴム、カード、フロッピーディスク、クリップ、蛍光灯
乾電池、緩衝材、など）

特定の事業活動に伴う可燃物の補足説明について

⑰に該当する業種と可燃物は以下のとおりです

- ・建設業で、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず、木くず、繊維くず（天然繊維くずのみ）
- ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業に係る紙くず
- ・木材又は木製品製造業、家具製造業、輸入材木卸売業に係わる木くず
- ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係わる繊維くず（天然繊維くずのみ）
- ・羊毛くず等の天然繊維くず
- ・食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、
魚・獣のあらなど